

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領</p> <p>※抜粋</p> <p>(会議の公開)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(附 則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。 2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。 3 この要領は、平成26年8月13日から施行する。 4 この要領は、平成28年7月25日から施行する。 5 この要領は、令和 2年9月 1日から施行する。 6 この要領は、令和 5年8月16日から施行する。 7 この要領は、令和 8年2月 2日から施行する。 	<p style="text-align: center;">日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領</p> <p>※抜粋</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 推進協議会及び検討会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができるものとする。</p> <p>2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。 2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。 3 この要領は、平成26年8月13日から施行する。 4 この要領は、平成28年7月25日から施行する。 5 この要領は、令和 2年9月 1日から施行する。 6 この要領は、令和 5年8月16日から施行する。

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(推進協議会の招集)

第2条 会長は、推進協議会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員に通知するものとする。

2 委員は、推進協議会に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。

3 推進協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について会長に委任又は書面により表決することができる。また、あらかじめ会長の同意を得、代理者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第3条 協議事項については、推進協議会がその内容を検討し、必要に応じて部会を設け、協議を付託できるものとする。

2 部会の決議は、会長の同意を得て推進協議会の決議とすることができる。

3 部会は、推進協議会から付託された事項について協議し、その経過及び結果を推進協議会に報告するものとする。

(会議録)

第4条 推進協議会及び部会は、各会議の議事録を作成するものとする。

(関係者の意見)

第5条 会長又は部会が必要と認めるときは、関係者に対し、推進協議会又は部会に出席して意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 推進協議会及び部会の事務については、別表に定めるところによる。

(附 則)

1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。

2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。

3 この要領は、平成26年8月13日から施行する。

4 この要領は、平成28年7月25日から施行する。

5 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

6 この要領は、令和5年8月16日から施行する。

7 この要領は、令和8年2月2日から施行する。

別表

推進会議・部会名	担 当 部 署
推進協議会	幡多福祉保健所 地域支援室

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領第7条第2項の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び部会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴手続)

第2条 傍聴者は、会議の開催時刻までに受付に住所及び氏名を記入したうえ、係員の指示に従い、会場に入場するものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等通常の服装をしていない者。
- (3) プラカード、立看板、旗、のぼり、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適當又は不
必要な物品を携帯している者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議事の進行を妨げるおそれがあると認められる者。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議中は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の席に着席し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 審議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、スマートフォン等は、電源を切る又はマナーモードにすること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 一般席の傍聴人は、議長の許可なく、傍聴席において写真等を撮影、又は録音等をしてはならない。
- (7) 議長又は議長の命を受けた係員の指示に従うこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 議長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは退場させることができる。

2 傍聴人は会議が非公開とされた時、又は議長より退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年7月25日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年8月16日から施行する。
- 5 この要領は、令和8年2月2日を以て廃止する。